

所管課	市民生活部税務課										
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)		施 策							
	第5章 自律協働都市	04 行財政運営		03 行政資源を有効に活用する							
事業：軽自動車税及びその他諸税賦課事業							整理番号 0034				
目的	市の財源を確保するため、軽自動車税及びその他諸税の賦課を行う。										
目標	法令に則した適正な賦課を行う。										
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	6,216		コスト情報・評価 内訳	総コスト(千円)	16,128		総合評価 B	妥当性	A	
	一般財源	6,214			事業費	6,216			効率性	A	
	国府支出金	0			人件費	9,912			有効性	B	
	地方債	0			公債費	0		課税客体の正確な把握に努め、業務の委託や電算化を図るなど、適正かつ効率的な賦課を行った。			
	その他特定財源	2			一人あたり(円)	144					
					世帯あたり(円)	341					
貢献度	施策に対する事業貢献度	A		根拠	施策を推進するための自主財源となる市税を確保しているため。						
今後の方向性	引き続き軽自動車税及びその他諸税の課税客体の正確な把握に努め、適正な賦課を行う。										

事業優先順位	1 細事業：軽自動車税賦課事業							整理番号 01	
目的	軽自動車税の賦課を行う。								
目標	軽自動車税の適正な賦課を行う。								
事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	地方税法				
事業費・財源		平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数 内訳		平成25年度	平成24年度	比較
	事業費(決算額)(千円)	6,216	6,848	-632		総コスト(千円)	16,128	16,590	-462
	一般財源	6,214	6,847	-633		事業費	6,216	6,848	-632
	国府支出金	0	0	0		人件費	9,912	9,742	170
	地方債	0	0	0		公債費	0	0	0
	標識弁償金	2	1	1		一人あたり(円)	144	147	-3
		0				世帯あたり(円)	341	352	-11
		0				職員数(人)	1.30	1.20	0.10
今後の方向性	引き続き軽自動車税の課税客体の正確な把握に努め、適正な賦課を行う。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	納税義務者 約27,000人(約35,000台)				
	A	A	B						

## 事業：軽自動車税及びその他諸税賦課事業

軽自動車等の所有者、製造たばこの製造者等、入湯客に対し、各種課税資料や申告等を基に適正・公平な賦課を実施した。

### 1. 軽自動車税

軽自動車税は、軽自動車等の主たる定地場所在の市町村が課税するもので、納税義務者は軽自動車等の所有者である。

### 2. 市たばこ税（平成25年度 現年課税分調定額 533,768千円）

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売事業者又は卸売販売業者が製造たばこを小売販売者に売り渡す場合において、その製造たばこに対して、その小売販売業者の営業所所在の市町村が課税する税金であり、納税義務者は小売販売業者に製造たばこを売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者である。

### 3. 入湯税（平成25年度 現年課税分調定額 2,199千円）

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるために、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税するもので、納税義務者は鉱泉浴場における入湯客である。

## 細事業：軽自動車税賦課事業

### 1. 軽自動車税（平成25年度 現年課税分調定額 140,054千円）

軽自動車税は当市に定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、その所有者に課税される。平成25年度中に下記のとおり賦課を行った。

#### (1) 賦課状況

区 分	税額（円）/台	賦課台数（台）	調定額（円）
原付一種	1,000	12,247	12,247,000
原付二種（乙）	1,200	453	543,600
原付二種（甲）	1,600	1,422	2,275,200
軽二輪	2,400	1,274	3,057,600
軽三輪	3,100	1	3,100
四輪貨物（自家用）	4,000	3,989	15,956,000
四輪貨物（営業用）	3,000	131	393,000
四輪乗用（自家用）	7,200	13,909	100,144,800
四輪乗用（営業用）	5,500	16	88,000
小型特殊	4,700	106	498,200
農業用	1,600	49	78,400
二輪小型	4,000	1,112	4,448,000
ミニカー	2,500	69	172,500
ボートトレーラー	2,400	60	144,000
フルトレーラー	2,400	2	4,800
合 計		34,840	140,054,200